

セーフティネットがない社会とは

湯浅 誠（自立生活サポートセンター・もやい）

「自立」とは、ひとりで生きることではなく、つながりの中で生きること。誰もが排除されることなく安心して暮らせる社会をつくっていくこと、これが自立生活サポートセンター「もやい」の理念である。

ホームレス状況に置かれている人々からの相談を受け、生活保護申請のサポートやアパートで新生活を送ろうとする人に連帯保証人の提供をおこなっている。さまざまな事情でホームレス状態に陥った人にとっては、頼りになる存在である。貧困層の増加に歯止めがかけられない現状のなか、地道に支援活動が続けている湯浅誠さんに、お話をうかがった。

アパート生活を妨げている要因とは

——最初に、ホームレスの方が自立を始めるにあたり、アパートを借りる際の連帯保証人を提供する入居支援事業についておうかがいたします。この事業は、ホームレス状態にある方に対して、どういう条件のもとでおこなっているのですか。

湯浅 路上で生活していた人だけではなく、たとえばD

Vで逃げてきた女性、あるいは外国人労働者の方、精神疾患などで入院されていた人が退院して地域で暮らし始めるにあたって保証人がいないというような方など、基本的にはどなたでも受けています。ただ発足当初より、いまは条件が厳しくなりました。最初は、保証人が必要な人はすべて受けていたのですが、こちらの受け切れるキャパシティを超える依頼があり、一時期は半年待ってもらった状態でした。それでは、あまりにも意味がなくなってしまうので、今は現在アパートに住んでいる



人の転居についての保証はしていません。公営の施設や民間のシェルターなどの施設にいる人や病院にいる人など、新たにアパートを借りようとする人に限定しています。数でいいますと、6年半の活動のなかで1300世帯の支援をしてきました。

願ったことはあります。世間一般的には、間違っても人の保証人なんかにはなるなというのが常識ですし、本人は承諾してもご家族が了解しないといったこともあり、家庭内トラブルの原因にもなりますので、基本的には内部で受けることにしていました。去年からはシステムが変わりまして、現在はNPO法人として保証人になっています。今まで個人保証をしていた方についても、更新をきっかけにNPO法人の保証に切り替えていくようにしています。

——ホームレスの方がお金に行き詰まり、家賃が都合できないという場合もあったかと思いますが。

年間、200件くらいのペースになります。——保証人になってくださる方が、自立希望者の数に見合うだけいらっしゃるのですか。

湯浅 保証人は、基本的には「もやい」の内部のメンバーが受けてきました。不動産屋が、年収何百万以上でなければいけないとか、持ち家がなくてはいけないとかという条件を課してくる場合には、何人か外部の協力をお

湯浅 私どもの持ち出しになったケースは、5%です。この数字は、かなり小さい数字だと思っています。95%の人は、保証人の世話にならずに生活されているのです。ホームレスの人は、一般的には最もアパート生活になじまない人たちだと思われがちですが、彼らの大多数はつつがなくやれていることを強調したいのです。私たちの活動からそれが実証されると、逆に「なぜ今でも路上にそれだけの人が残っているのか」という疑問が起きます。彼ら自身アパート生活ができるのに、それを妨



げているのは何かという、社会的な要因に目が向いてほしいと思います。

「第三者の眼」が必要

——ホームレス状態の方でも、最低限の権利金や敷金がある方の保証人になっているのですか。

湯浅 いいえ、手持ちのお金がない人もかなり相談にこられますので、こちらで条件を整えるのです。多くの場合は、生活保護の申請を手伝います。生活保護を受けると、上限はありますが、アパートに入居するときの敷金・礼金が、生活費とは別に支給されます。すでに生活保護を受けている人ならば問題ないのですが、路上で生活していた人が来られたときには、私たちが申請をサポートしてアパートを借りられる条件を整え提供しています。

——いま、生活保護申請はかなり厳しくなっています。一昔前でも、市議会議員が一緒にいていかなければ受け付けてもらえないと言われていましたので、相当のご苦勞があったのではないのでしょうか。

湯浅 かなり苦勞はありましたが、それは手間隙がかかるという意味での苦勞です。申請すること自体はそれほど難しいことではなく、申請書さえ正確に提出すれば、ほとんどの場合は通ります。私たちが当事者の話を聞いて、条件を満たしているだろうと判断できるものは、ほぼ支給開始されます。問題は、なかなか申請書を出させてくれないのです。これが「水際作戦」といわれるものです。

生活保護の場合、申請書は様式行為ではなく、どんな紙に書いて出しても有効なのです。そのことは、知らないし知らされてもいません。役所の人や、備え付けの用紙を出すまで申請できないと思ってしまい、口頭で却下理由を告げられ諦めて帰ってしまうのです。

ではなぜ、われわれが一緒に行くことと受理されるのかといえば、ノウハウを知っているというだけではなく、「第三者の眼」があるからです。「第三者の眼」が効いているかは、水際作戦に対して決定的なポイントです。申

最低限の生活保障と「出会う場」づくり

——今までやられてこられた事業で、ニーズが多い仕事は何かですか。

湯浅 生活できない状態の人が増えていきますので、やはり生活保護申請のニーズが高いです。もうひとつは、社会の中に自分の居場所がないという人が多いので、その人たちの居場所を作ることが同時に求められています。私たちが生活支援をするときのイメージは、片方に最低限の生活保障をおこなうこと、もう片方に当事者の人たちが出会う場所を作ること、その二本立てです。

——居場所づくりというのは、ある意味で精神的なケア——ともいえるのでしょうか。

湯浅 われわれは専門的なノウハウは持っていませんので、ケアとまでには至らないでしょうが、できることは場所を作ることだと思います。

「もやい」の事務所は、土曜日は全体を喫茶店にしていって、当事者の人たちがランチをつくって食べにきています。そこで出会うと、よい話し相手もできます。

請書を出されると、却下することはできますが、正当な却下理由を書くなど、審査した結果を書面で通知しなければなりません。ところが面談室で話しているだけだと、何の証拠もありませんから、何とでも言ってしまうのです。たとえば、「あなたは住所がないから生活保護の適用はできません」といわれると、本人はなにも知らずに帰ってしまいます。でもそこに、証人として「第三者の眼」があれば、書面と同じ効果を生むのです。議員でなくても、それなりの効果を発揮できます。

もう一つ問題なのは、福祉事務所の職員が法律を熟知しておらず、前任者から言われたままの事務処理を引き継いでいるだけなのです。「ホームレスが来たら住所がないからダメだと言え」ということを、鵜呑みにしているのです。せっかくこちらが教えても、福祉事務所は役所のなかでも人気がない部署なので人の移動がとても早く、すぐに職員がいなくなってしまう。新しい人が着任して、また同じ繰り返しです。

一緒にいっていき申請を通すことは難しくはないのですが、手間暇がかかります。われわれが付いていかないうちも同じ対応がされるかが問題ですが、福祉事務所の職場状況の改善がないと難しいと思います。

以前に、ネットカフェで暮らしていた31歳の方が相談にこられたとき、「ばくみみたいな者が生きていいんでしょか」と本気で聞くので、もちろん、「そんなことは心配しなくていい」という話をしました。あとから聞いて一番印象に残ったことは、彼がはじめて喫茶店に行ったときに、自分には家がないという話をしたら、皆そうだという話を聞いてほっとしたという話です。家がないことを職場で隠しながら働き、家の話題になると話をそらさなければならぬことが、日常的なストレスとしてあったのです。交流できる場所があるかどうかは、決定的に大事だと思います。

——お話をうかがっていますとたいへん幅の広い事業だと感じますが、運営のための財政にもご苦労があると思います。

湯浅 当事者たちにお金がないのですから、受益者負担は成り立ちません。最初から確たる見通しがあつてはじめたものではありませんが、立ち上げ当初、めずらしい取り組みだとマスコミがずいぶん取り上げてくれました。そのせいもあり、5年無利子返済の「もやい債」を起債しましたら900万円くらい集まり、最初のスタートが

可能になりました。2年後にNPO法人格をとったとき、都庁は出資法を理由に「もやい債」を認めてくれませんでした。一度は出資者に全部お金を返したのですが、再度寄付を募りましたら300万円くらい集まり、なんとかやれてきたのです。

保証人提供をするご本人からは、保証人提供料として8000円いただいています。この金は、全体の5%（20人に1人）がトラブルを起こしたときの補填で消えてしまいます。日常の運営費は、ボランティアの努力で5年ほどのいできました。事務所の家賃は、一般からの寄付でまかなってきました。

2006年から、ようやく企業の社会貢献の対象になり一定の寄付が入るようになりましたので、今は非常勤ですが有給のスタッフを配置できるようになりました。

——当初の立ち上げの頃よりは、活動の幅は広まりましたか。

湯浅 だいぶ広がりました。事務所のスペースも広くなりました。以前は皆が集まる場所さえ確保できなかったが、いまは古いアパートながら皆が集まる場所もできました。場所ができると、ただまったりしているだけ

では物足りないのです。コーヒー焙煎の共同作業をやったり、女性たちが居場所作りをはじめたり若者たちが自分たちのカフェをはじめると、どんどん派生していつています。

機能しない3層のセーフティネット

——青年ユニオンの皆さんと一緒に「反貧困たすけあいネット」を結成されたというのを、報道で知りました。一ヶ月3000円の会費を6ヶ月以上おさめると病氣や怪我の際に1日10000円最長10日の補償が受けられたり、無利子の生活資金1万円が借りられるなど、たいへんユニークな試みだと思っています。「休業たすけあい金」や「生活たすけあい金」は、順調に運営されていますでしょうか。

湯浅 この反響は大きいですね。公的セーフティネットは、雇用、社会保険、公的扶助の3層構造になっていますが、ワーキングプアの人たちには、この3層のセーフティネットのどれも効かないのが実情です。非正規では、働いていても食べていきません。非正規の人は、会社が失業保険を掛けてくれません。公的扶助にしても、年齢が若いので生活保護が受けられません。まったく、

この3段階構えが機能していないのです。雇用のところでつまずくと、一気にどん底まで落ちてしまうという構造ですから、一つひとつのセーフティネットを張りなおしていくしかないのです。

ここ1、2年、主にやられてきたのは雇用と公的扶助（「生存権」）だったと思います。雇用については、非正規の人を対象にした労働組合が次々に結成され、いろんな形で結果を出しています。公的扶助（「生存権」）については、北九州の餓死事件をきっかけに法律家も動き出し、私たちもこの間活動してきました。問題は、社会保険のセーフティネットが手付かずなのです。国民健康保険の滞納や年金の流用問題などはマスコミをにぎわしています。非正規雇用の失業給付の問題や日雇い雇用保険の問題をどうするかという議論を積み上げ、生活保護を受けなくても暮らしていける社会を作っていくための議論をしていかなければなりません。そういう意味では、雇用と公的扶助の両方から社会保険の問題は絡んでくるのです。

ワーキングプアの互助制度である「貧困たすけあいネット」は、金額としてはたいしたことありませんが、その問題提起をやるうとしました。私たちに連絡を取ってきたときの所持金は1000円だったとか、相談に来

週刊金曜日

編集委員
雨宮処典・石坂啓・落合恵子
佐高信・筑紫哲也・本多勝一

定価500円(税込)

2月の特集予定

シリーズ
「裁判員制度」

生存をめぐる闘い
「貧困」の現場を歩く

だんぜんお得な定期購読

期間	冊数	購読料	1冊あたり
半年	24冊	11,760円(490円)	
1年	48冊	23,000円(479円)	

月々引落し月平均2000円(半年以上)あり

発売中

続 トヨタの正体

週刊金曜日 定価1,050円(税込)

トヨタを震撼させた
ベストセラー第2弾。

トヨタの「大企業」が何をもち、何をぶ
がしているか。トヨタの社員は幸せなの
か。トヨタは日本であり、トヨタを知る
ことは日本を知ることである。この本
はそのための絶好の教科書だ
——佐高信

お申し込みは
0120-004634 0120-554634
新規購読お申し込みの方に最新号送呈!
(「マスコミ市民」で見たこと感ください)
発送開始後の途中解約には応じかねます。
(株)金曜日http://www.kinyobi.co.jp/

る交通費もないとか、1週間何も食べていないといった状態の人が珍しくないのです。そういう中で、わずかであっても提供できることが大きいだろうということ、あわせて「社会保険のネットが何も効いていない社会」についての問題提起をしたいのです。

相談に来ようとする人は、自助努力を多分に内面化している人が圧倒的です。自分でがんばらなくてはいい、人に甘えて世話になつてはいけなと、自分が生きていけなくなつてもそう思っているのです。私たちが「どうぞ」と言つても、相談にくる敷居が高いのです。それは労働組合も同じで、そういう面を考えると、間にワンクッション入れる必要があるのです。自分が掛けていた金を自分がもらつて考えればアクセスしやすくなるはずなので、今回のシステムは、こちらから敷居を下げるための仕掛けでもあるのです。

日雇い派遣は別枠の保険

——いまのお話と関連しますが、日雇い労働保険を日雇い派遣の人たちにも適応させる方向だと伺っていますが、これができれば少しは前進があるでしょうか。

湯浅 厚生労働省は、この間、日雇い雇用保険をなくし

ていく方向で動いています。たとえば、去年高田馬場の日雇い職安はなくなり、同時に給付も振込みになりました。山谷で働いている人たちは銀行通帳など持っていないから、事実上受けられなくなりました。こうして徐々にハードルを上げていき、結局は死滅させる方向です。

そういうなかで、今回は社会的な圧力が強かったために、日雇い派遣に日雇い雇用保険を適用しましたが、従来のものとは別枠の「マルハ」という日雇い派遣専用の保険にしました。厚生労働省は、このまま日雇い派遣の日雇い雇用保険適用を広げていくとは考えていません。こちらとしては活用したいのですが、ここはせめぎ合いであり、かなり力を入れてやらないと広げられません。またいま言われているのは、日雇い派遣の人が日雇い雇用保険のスタンプを押すのを、渋谷の職安だけにしようと考えているようです。日雇い雇用保険の手帳の発給を求めようとすると、すべての人が渋谷営業所に転籍させられることまで予定しているみたいです。

——最後に、今後やっていきたい活動について、お話しただけですか。

湯浅 活動している主体の連携を、広げていかなければなりません。全労連系と連合系に別れているので、同じことをやっていても現場での広がりそれぞれ限られてしまう側面があります。また党派系列とは別に、ホームレス関係、労働組合、DV関係といった分野ごとに別れていますので、その辺を広くやっつけなければなりません。そのために私たちは「反貧困ネットワーク」を作り、皆が共通する貧困問題で各系列が入ってきやすい構図を、多少なりとも取っています。

もうひとつは、できることから手をつける発想がこの間なくなつてしまつたことを心配しています。皆が政治評論家みたいになつてしまい、たとえば生活保護の問題などについても、一般の人から「財源はどうする

んだ」といわれるのです。少し前までは、自分たち市民レベルでおかしいことは主張して、これだけの人が漏れてしまつていたので入れ込んでいかねばならないという常識がありました。しかし今は、皆が政策立案者になつてしまつています。私は、一つひとつ目の前にある課題を取り組んでいくことが大事だと思っています。われわれ市民が「これでは困る」と言つたのを受けて、必要なところにお金をまわすことを考えるのが行政であつて、彼らはそれが仕事であり、またその権限を有しているのです。消費税導入のときに、土井たか子「ダメなものダメ」と言いましたが、ああいう感じがなくなつてきた、奇妙な状況を感じています。